

令和 7 年度事業計画

社会福祉法人 加茂光陽会

社会福祉法人 加 茂 光 陽 会

令和7年度 事業計画

令和7年度事業運営の基本方針

令和6年度の介護報酬改定は、介護を必要とする利用者に質の高いケアサービスを提供すること、介護人材に対する処遇改善や働きやすい職場づくりを行うこと、高齢者の自立支援や現状からの重症化防止を実現するための地域での情報連携の推進等が定められた。

介護の現場では多くの課題が顕在化しており、新型コロナウイルス感染症への対応や介護人材不足のみならず、昨年から続く物価・エネルギー価格等の高騰により経営は大変厳しいものとなった。そのため本法人においては経営改善の観点から加茂介護支援センター緑山荘(デイサービスセンター)を令和5年2月から休止の継続となっている。

今後も引き続き経営環境は厳しく、新型コロナウイルス等の感染症への対応、介護人材の不足は深刻さを増している。そのため、業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器の積極的活用が必要である。

法人の基本方針として、

- (1)地域における公益的取組を実施する責務として「社会福祉法人は、日常生活上又は社会生活上の支援を必要とする者に無料又は低額な料金で提供される福祉サービスを実施しなければならない」を実行する。
- (2)事業運営の透明性の向上として、「現況報告書・貸借対照表・収支計算書・定款・役員報酬基準・役員報酬総額・利害関係者との取引等」公開する。
- (3)経営組織のガバナンスの強化。
- (4)財務規律の強化。適正かつ公正な支出管理により再投下可能な財産を明確化する。

当法人は、引き続き更なるコンプライアンス経営に徹して行く。

人口の減少と高齢化の進展する地域に於いて、利用者や地域のニーズに的確に対応していけるように、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応を強化し、研修と教育を充実させ、全事業所の職員の資質向上、資格取得に努め各事業所のサービスの向上させることを最優先課題として取り組む。

ご利用者の尊厳を保持し安心・安全を提供するために虐待防止の研修、サービス内容の見直しを抜本的に行い、職員の資質および技術向上に徹底して取り組むことと地域包括ケアシステムの中での施設としての役割を果たすことにより、時代に適合した地域に必要とされる事業の推進を図る。

各種感染症の発生および蔓延等に関する取り組みの徹底を継続する。

業務継続に向けた取り組みの強化として、感染症や災害が発生しても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の確認、研修の実施を行う。

経営健全化に向けて、各サービスの人員配置基準や報酬算定において、各種加算を積極的に取得する。

1 福祉施設としての目標

- ①利用者から信頼される、充実したサービス
- ②利用者家族から信頼される施設運営
- ③地域社会から信頼される、心のこもった福祉サービス
- ④地域との交流を深めるイベントの実行
- ⑤職員同士お互いに信頼し合える、職場環境づくり
- ⑥内部及び外部における職員研修、資質向上のための研修受講や資格取得の推進を図る。
- ⑦地域における公益的取組の実施。
- ⑧業務継続計画の検討

2 経営面の目標

【堅実な法人運営・経営改革への取り組み】

- ①経営意識の醸成と経営組織のガバナンスの強化
- ②経営理念、経営方針の明確化と浸透
- ③各事業所とも稼働率 95%の確保
- ④事業運営の透明性の向上
- ⑤財務規律の強化
- ⑥各種加算の積極的取得

I 介護老人福祉施設事業（特別養護老人ホーム緑山荘）

1 事業運営の基本方針

昨年度の施設においては、入所待機者の少ない状況、介護職員、調理員等の職員配置が安定しない状況がみられた。

令和7年度においては、入所待機者の増加と職員配置の充足と安定を図ることに重点的に取り組むことが必要と考えられる。

入所待機者を増加させるためには、病棟をもつ医療機関、医療系の施設や他の介護保険事業所、居宅介護支援事業所との連携を図ることで申し込みに繋げていく必要がある。

また、選ばれるためには“信頼される魅力ある施設”であることが必要となる。そのためにサービスの向上と職員の資質の向上が重要であるとする。

職員の確保については、外国人職員の受け入れを行っているが、離職率を下げるための取り組みも必要と考えられる。部署や職種の垣根なく職員同士がコミュニケーションを図り、認め合う職場風土が重要となる。

前述の二つの重点項目を実現すべく、各部署、各職種が協力しそれぞれの方針に留意し事業を行う。

<介護の方針>

利用者に負担が掛からないよう無理をせず安全な介助を行う

- ① 利用者の尊厳を保持することを第一に、利用者のニーズに合わせた利用者本位のサービスを提供する。
- ② 職員一人一人が相手を思いやる気持ちを持ち、相手の立場になって考えることができるような自己形成と、職員が利用者の異変、異常にすぐ気付け対応する職場環境を作る。
- ③ 介護の専門職としての自覚を持ち、基本を大切にしつつ、さらに知識や技術の向上を図り、後進の育成に努めることでより良いサービスを提供する。
- ④ 職員一人一人が責任を持って安心・安全を提供するために、定期的に KYT の実施、危険を予測し日々の対応や対策を考え、実施する。
- ⑤ 報告・連絡・相談を密にし、職員間及び多職種との積極的な連携を図り情報共有しサービスの向上に努める。
- ⑥ 日々の生活の中で楽しみを持つ事ができるように制限内での行事やレクリエーションの実施等のサービスを提供する。
- ⑦ コロナ禍で面会制限のある中、家族との関わりが保てるよう窓越し面会の継続と、オンライン面会等で利用者の様子を連絡する機会を設け、状態の把握をして頂く。

<看護の方針>

一人一人に合った衣食住を提供し、体調管理を行う

- ① 毎日の健康状態を観察し、異常の早期発見に努め、嘱託医の指示のものと的確な処置を行う
- ② リハビリやレクリエーションの機会を持ち、心身の維持、向上を図っていく
- ③ ポジショニングについては一人一人適切な対応を心がける
- ④ 新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等感染対策については、予防策で施設内感染を防ぐ。発生時は感染委員会を中心にBCP計画に沿って行動する。
- ⑤ 定期的な家族との連携を持ち、安心・安全につなげていく
- ⑥ 看取りケアについては、振り返りを行い、その人に合ったケアを実施する
- ⑦ 口腔ケアについては歯磨きを習慣化し、保清・整容に努める。
アセスメントを個別に行い、歯科衛生士の指導の下で体制を作っていく
- ⑧ 急変時の対応について、連携や適切な処置ができるようにする
- ⑨ 職員間、他職種間の報告・連絡・相談をしっかり行う
- ⑩ 職員の検診を実施、健康状態の把握、指導を行う

<調理の方針>

四季を感じ食を楽しみ健康維持できる食事を提供する

- ① 目で見て楽しく、安全で美味しく健康維持につながる食事を提供する。
- ② 季節の旬の食材や地元の食材を取り入れ、手作りにこだわり、利用者の食習慣、嗜好等にも配慮し、四季折々の、食文化を大切に食事を提供する。
- ③ 「食べる楽しみ」を重視し、「食べる」ことによって高齢者の低栄養状態などの予防、改善のために、利用者の栄養状態を個別的に捉え栄養ケアマネジメントを行い栄養ケア計画書の作成と食事の提供を行う。
- ④ 他職種と連携し、よりよい食事提供ができるように利用者の嗜好や病状、体調に合わせた個人対応、使用する食器や食具の対応をする。
- ⑤ 日々の作業時の衛生確認、調理職員への衛生指導を行い、食中毒等の事故発生のないように努める。

2 事業実施計画

①利用者定員 60名。

安定した利用者確保のため、津山市全域ならびに周辺部からの受入及び広範囲にわたる地域からの受入も積極的に進める。

②職員の配置

指定基準を満たし、かつサービスの充実を図るため安定した職員の確保に努める。

II 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業（ショートステイ）

1 事業運営の基本方針

利用者や家族が安心・安全に利用していただくことができるように状態確認や利用時の様子についての連絡や報告を密にすることで信頼関係を築くこと、居宅介護支援事業所との連携を行うことが必要となる。

具体的に以下のことについて実施する。

- ① 居宅において自立した日常生活を継続するために、心身機能の維持・向上及び生活リズムの調整、家族の心身への負担軽減を図る。
- ② 家族及び担当の介護支援専門員との連携を密にし、多くの情報を得ることで適切な対応、介護を提供する。
- ③ 連絡ノートなどを活用し利用毎に居宅での状況を把握すること、利用時の状態や様子を家族へ報告することで安心を提供する。
- ④ 利用中に楽しみを持つことができるように配慮する。

前述の内容を踏まえ、特別養護老人ホームに併設した施設において、短期入所生活介護等事業に積極的に取り組む。

令和7年度においても、本体事業の運営に併せて事業を行う。

2 事業実施計画

①1日当たりの利用者定員 6名

特別養護老人ホームの空床利用を合わせて稼働率を上げる。

②職員の配置

特別養護老人ホームと一体として職員を配置する。

Ⅲ 地域密着型通所介護事業（デイサービス）

利用者数低下及び職員不足により営業困難となり、令和5年1月31日をもって休止しており、令和7年度も休止を継続する。

Ⅳ 居宅介護支援事業

介護支援専門員の配置困難により、令和3年6月21日をもって休止しており、令和7年度も休止を継続する。

Ⅴ地域密着型サービス

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護
(グループホーム杉宮)

1 事業運営の基本方針

認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指す。またはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。(基準省令より)

“基本”を大切にしながら、認知症介護専門の職員が対応しているホーム・地域の中にあるホーム・利用者と共に生活できるホーム・自分の居場所と思えるホームを作るために職員同士が日々研鑽していく。

2 事業実施計画

①利用対象者

要支援2 及び 要介護者

②利用定員

18名（9名×2ユニット）

③職員の配置（各ユニットにおいて）

介護職員 常勤換算で8人程度（非常勤・兼務含む）

計画作成担当者（兼務） 1人

管理者 2人

④運営

説明と同意 — 入居前や入居時など重要事項についての説明を十分に行い、同意が必要なものについては書面による同意を得る。また重要事項説明書などサービスに関する書類は利用者や家族がいつでも見ることができるようにしておく。重要事項説明書をホームページに掲載する。

計画作成 — 利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて計画を作成する。また地域の特性や利用者の趣味嗜好に応じた余暇活動の提供に努める。

個別支援 — 本人・家族・職員間にて話し合ったサービス計画に基づいた支援を行う。職員間の情報共有を行い『その人らしさ』を大切にしていく。

記録の整備 — 計画に基づいた支援経過や状況などサービス提供に関する内容についてはわかりやすく記録に残しておく。

個人情報保護・プライバシー保護 — 知識を持ち、書類の取り扱いについて注意を払うと共に、職場以外での会話やSNSといったもので安易に情報を漏らすことのないようにする。

感染症の予防及びまん延防止の為の措置 — 特に新型コロナウイルス感染症。インフルエンザ、食中毒・ノロウイルス防止やレジオネラ症などに関しての基本的な知識を持ち適切な対応が出来るようにする。医療機関との連携体制の構築。BCP（業務継続計画）を周知徹底し必要な研修や訓練を実施する。

栄養管理 — 塩分測定により薄味を基本とし、地元の食材季節の食材を使用して手作りで「楽しみになる安全な食事」が提供できるように工夫する。グループホームの職員で栄養士や調理師の資格保持者の知識も活かし、また、同法人の管理栄養士にも相談していく。

健康管理 — 利用者に関しては、日常的にバイタル測定や一般状態の観察を行いながら、異常の早期発見に努める。主治医や訪問看護師による指導を受けるなど適切な対応が出来るようにする。

職員に関しては、抗原検査、腰痛検査、定期的な健康診断と同法人の産業医・看護師の指導も受ける。

身体拘束等の適正化一指針を作成し実践していく。スピーチロックの意識付けも行う。

虐待防止（身体拘束廃止を含む） — 虐待防止に関する担当者を選任し、指針の整備。

虐待防止委員会を2か月に1回実施。その内容を職員に周知。最低年2回の研修の実施。外部研修会への参加や勉強会などによりスキルアップを図ることで意識付けと防止に努める。要介護事業の従事者としての責務・適切な対応等を正しく理解する。

非常災害対策 — 消防関係者の指導を受ける避難訓練は年2回であるが、火災だけでなく地震災害などに関しての対応について勉強し、対応が出来るようにする。また、地域住民の参加により連携に努める。津山市の緊急情報伝達訓練も利用する。BCP（業務継続計画）を周知徹底し必要な研修や訓練を実施する。

事故防止・事故発生時の対応。緊急時の対応。リスクマネジメント — 緊急時には利用者本人への適切な対応が取れるようにしておくことと、家族への連絡・行政への報告など、マニュアルを整備しておく。日頃の記録と共に緊急対応の記録を残していく。

苦情対応 — 苦情はサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識を持ち真摯に受け止め、誠意をもって対応する。

地域との連携 — 2か月に1回の運営推進会議において活動状況を報告し、助言を受けたり要望を聞く機会とする。また、ボランティアの活用や行事などを通じて地域の方との交流の機会を持つ。日常的には近所への食材の買い物や日用品の買い物などにより交流を図る。（新型コロナウイルス感染症等の状況により対応する）

自己評価・外部評価・評価結果の公表 — 年に1回。定期的に外部の評価を受けることが義務づけられている。日頃のサービス提供に関して振り返りの良い機会とし、資質の向上に活かしていく。

職員会議・ユニット会議・申し送り — 定期的に行い、利用者に対するケア内容についてはもとより、職員同士の意見交換の場として活用しより良いサービス提供につなげていく。法人理念、ビジョンの共通認識を深めるため、読み合わせを行う。

職員の研修・勉強会 — 内部研修としては、月間目標に掲げている内容について職員それぞれがどれかを担当して資料作成することで意識付けを行う。作成配布した資料を基に意見交換を行いながら日々に活かして実践していく。

外部研修としては、実践に活かせるもの、その職員に適切と思える内容を選び計画的に参加できるようにする。

資格を持たない職員への認知症介護基礎研修等の受講を進める。

- ・ 自立支援、重度化防止に向けた対応として多職種連携やデーターの活用、科学的介護LIFEの活用をする。
- ・ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい環境づくりに努める。